

公益社団法人東京都武蔵野市歯科医師会の役員の報酬等及び費用に関する規程

(目的)

第1条 この規定は、公益社団法人東京都武蔵野市歯科医師会(以下「本会」という。)の定款第29条第1項の規定に基づき、役員報酬及び役員退職手当に関する事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号)並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律(平成18年法律第49号)の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、本会を主たる勤務場所とし週3日以上出勤する理事をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の役員をいう。
- (4) 役員報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。なお、退職手当とは、役員を退任したことを事由として本会から支払を受ける金銭、物品その他の経済的利益をいう。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費を含む。)及び手数料等の経費をいう。

(報酬等の区分等)

第3条 常勤役員には、常勤役員報酬及び通勤手当を支給することができる。

2 非常勤役員には、非常勤役員報酬を支給することができる。

3 役員が退任に当たっては、当該役員が任期に応じ、退職手当を支給することができる。

(報酬等の額)

第4条 役員報酬の月額、別表第1に定める1人あたりの月額範囲内、会長が理事会の承認を得て、定めるものとする。

2 前条第3項の退職手当は、別表第2の算式により算出される額とする。ただし、当該役員が理事会への出席状況等に応じて、理事に対しては理事会の決議により、監事に対しては監事の協議により、減額することができる。

4 前2項の金額は、法令に基づき報酬等の額から控除すべき金額がある場合には、その金額を控除する前の金額とする。

(報酬の支給)

第5条 役員報酬は、直接役員に毎月当月分を現金支給するものとする。

2 退職手当は、退任後1箇月以内に支給するものとする。

(費用)

第6条 本会は、役員がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

2 常勤役員に対する通勤手当は、公共交通機関を利用した場合の実費相当額を支給する。

(公表)

第7条 本会は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、総会の議決を経て行うものとする。

附則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律(平成18年法律第50号)第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

別表第1 役員報酬額

役職	勤務形態	報酬月額(1人あたり)	年度総額(合計)
会長(代表理事)	非常勤	11,000円	132,000円
副会長(業務執行理事)	非常勤	9,000円	108,000円
専務理事(業務執行理事)	非常勤	9,000円	108,000円
その他の理事	非常勤	7,500円	90,000円
監事	非常勤	1,000円	12,000円
理事	常勤	常勤の役員は置かない。	
監事	常勤		

別表第2 役員退職手当

役職	退職手当(1人あたり)
理事(常勤)	常勤の役員は置かない。
理事(非常勤)	退職手当は支給しない。
監事	退職手当は支給しない。